

つくば市建設工事特別簡易型総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う対象となる建設工事は、公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等の評価と入札価格を総合的に評価することが妥当であると市長が認めるものとする。

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式の型式は、特別簡易型とし、技術的な工夫の余地が小さい一般的な小規模な工事において、施工の确实性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第4条 市長は、総合評価方式の実施において、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する2人以上の者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による意見聴取の結果を踏まえ、つくば市入札審査委員会における審査を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(評価資料の提出)

第6条 市長は、総合評価方式で発注しようとする場合は、当該工事に関する価格以外の評価をするために必要な資料(以下「評価資料」という。)について入札公告又は指名通知書により入札参加希望者に書類で提出を求めるものとする。

2 評価資料は次の各号のとおりとし、入札参加希望者は評価資料の提出について(様式第1号)に評価資料を添えて提出するものとする。

(1) 一般競争入札の場合 入札公告で告示した資料

(2) 指名競争入札の場合 指名通知書で通知した資料

3 評価資料提出に伴う様式は、次のとおりとする。

(1) 評価点算定資料一覧表(様式第2号)

(2) 工事成績評点評価対象工事資料(様式第3号)

(3) 施工実績評価資料(様式第4号)

(4) 配置予定技術者評価資料(様式第5号)

(5) 災害時地域貢献実績評価資料(様式第6号)

(6) 地域活動実績評価資料(様式第7号)

(7) その他市長が必要と認める資料

4 評価資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(入札公告等に定める事項)

第7条 市長は、総合評価方式で発注しようとする場合は、次の各号に関する事項を入札公告又は指名通知書で定めるものとする。

(1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること

(2) 評価の方法及び落札者決定基準

(3) 評価資料の提出

(4) その他必要と認める事項

(評価基準)

第 8 条 評価基準は、別表の特別簡易型評価基準表によるものとする。

(総合評価方式による評価の方法)

第 9 条 総合評価方式による評価の方法は、入札参加者から提出された評価資料について各評価項目を点数化した得点の合計値(以下「評価点」という。)に、標準点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を入札価格で除したもの(以下「評価値」という。)を求める方法とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

(1) 技術評価点 = 標準点 + 評価点

(2) 標準点は、100とする。

(落札者の決定)

第 10 条 総合評価方式における落札者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、低入札価格調査の失格判断基準に該当しない価格であること。

(2) 入札参加の資格があり、かつ、入札書が無効でない者であること。

(3) その他、入札公告又は指名通知書の要件を満たし、法令等の違反がない者であること。

2 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者及び次の順位以降の者を決定する。

(低入札価格調査等の適用)

第 11 条 契約の相手方となるべき者の入札価格がつくば市低入札価格調査等実施要領による調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査等を適用する。

2 前項の場合において、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその

者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者又は落札候補者とする。

(評価結果の公表)

第12条 契約の相手が決定したときは、総合評価方式による評価調書(様式第8号)により、閲覧等による方法で評価結果を公表するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第13条 総合評価方式に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることができる。

(苦情の申立て等)

第14条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に、市長に対し、落札者とならなかった理由について書面により申し立てることができるものとする。

2 市長は、前項の申立てがあった場合は、申立ての翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

(その他)

第15条 市長は、この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。